

平成30年度企業主導型保育事業の募集について

企業主導型保育事業の平成30年度募集は下記のとおり実施いたしますので、助成申請にあたっては、内容をご確認いただき円滑な事務手続きについてご協力をお願いいたします。

記

1. 募集期間

平成30年6月15日(金)～7月31日(火) 17時30分まで (期限厳守)

2. 募集枠

2万人分程度

3. 申請手続き等

企業主導型保育事業ポータル (<http://www.kigyounaihoiku.jp/>) 上での電子申請を受け付けます。

申請にあたっては、上記ポータルサイトにある申請手続きを御確認いただきますようお願いいたします。

なお、平成30年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱及び平成30年度企業主導型保育事業助成要領については追ってお示します。

4. 申請にあたっての注意事項

従前より、申請にあたっては、以下の点について確認するように様々な形で求めておりましたが、今般、明確にさせていただきます。申請の前提となりますので御留意ください。

- 地方公共団体において定める認可外保育施設の設置基準に適合していること。
- 保育施設の設置場所が市街化調整区域に当たらないこと。または、市街化調整区域に当たる場合であっても、地方公共団体において保育施設の設置が認められていること。
- 保育施設の用途変更の必要性を確認していること。用途変更が必要な場合(床面積が100㎡超の場合など)には、用途変更が可能であること
- 避難経路及び避難口誘導灯の設置、消防用設備について、消防法や条例等の基準を満たしていること。
- 調理施設について、施設定員に応じた食品衛生法等の基準を満たしていること。

- 地域枠を設定する場合、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談を行っていること。
- 社会保険料（子ども・子育て拠出金等）及び税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を滞納していないこと。

5. 審査について

（1）審査方針

審査に当たっては、申請内容が、本事業の目的である、多様な働き方に応じた保育を提供するものであるか、待機児童対策に資するものであるかなどの観点から児童育成協会で審査・選定を行った上、助成決定を行います。

（2）審査方法

審査は、児童育成協会内に設置する審査会が行います。

審査会は、個別の申請について、申請された事業の内容等により以下の要領で審査を行った上で、募集枠を踏まえ、選考します。

○ 事業内容等審査方法

共同利用の見込み、事業に要する費用、事業の持続可能性、保育の質の確保など事業計画の妥当性、また、保育事業者設置型にあつては保育事業の実績など、総合的に事業内容等を審査します。

なお、審査に当たっては以下の項目を優先的に考慮する項目とします。

○ 優先的に考慮する項目

優先的に考慮する項目	備考
① 多様な働き方に応じた保育の提供	早朝開所（7時以前開所）を実施する。
	夜間開所（22時以降開所）を実施する。
	休日開所を実施する。
② 待機児童対策への貢献	施設設置予定の市区町村における、認可保育所等への入所申込みを行ったが、入所できなかった人の数の多寡。
③ その他	中小企業による設置（※）（共同利用の相手先が確保されている場合には更に評価） ※中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第2条第1項に規定する中小企業及びこれに相当するものとして協会が定めるものをいう。